

市第47号議案

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年12月横浜市条例第 38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「の委託」の次に「（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が規則で定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定めるものに限る。）」を加える。

別表の 1 の表に次のように加える。

電磁的記録の情報公開条例第 16条第 6 項の指定情報処理システムの使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1 ページにつき10円
	ページ数がない電磁的記録	1 ファイルにつき210円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の情報公開条例第 16条第 6 項の指定情報処理システムの使用による交付	1 ページにつき10円	

附 則

この条例中、第 5 条第 1 項第 1 号の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日

から、別表の 1 の表の改正規定は規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

個人情報を取り扱う事務の委託について横浜市個人情報保護審議会に報告を要する範囲を変更するとともに、保有個人情報に係る電磁的記録の指定情報処理システムの使用による交付手数料を徴収するため、横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（審議会への報告）

第 5 条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託 （新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が規則で定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定めるものに限る。） 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等

（第 2 号から第 7 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）

別表（第 12 条）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料	
	(省 略)	
<u>電磁的記録の情報公開条例第16条第6項の指定情報処理システムの使用による交付</u>	<u>ページ数がある電磁的記録</u>	<u>1 ページにつき10円</u>
	<u>ページ数がない電磁的記録</u>	<u>1 ファイルにつき210円</u>
<u>文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の情報公開条例第</u>	<u>1 ページにつき10円</u>	

<u>16条第6項の指定情報処理シ</u>	
<u>ステムの使用による交付</u>	

（ 備 考 省 略 ）